

令和 7 年度一般廃棄物処理計画(実施計画)

I 一般廃棄物（ごみ）処理計画

1 計画区域 四街道市全域

2 一般廃棄物（ごみ）の排出量及び種類

(1) 排出量 26,411 t／年

(2) 種類

廃棄物の種類		排出量（t／年）
可燃ごみ（剪定枝以外）		18,795
可燃ごみ（剪定枝）		302
プラスチック・ビニール類		1,621
資源物	びん類	3,686
	缶類	
	古紙類	
	繊維類	
	ペットボトル	
	廃食油	
粗大ごみ		680
不燃ごみ		622
有害ごみ		33
小型家電（拠点回収）		1
資源物（再資源化物集団回収）		671

3 一般廃棄物（ごみ）の処理主体

(1) 収集運搬

①家庭から排出される一般廃棄物（ごみ）

廃棄物の種類	収集運搬の主体
可燃ごみ（剪定枝以外）	市（委託）
可燃ごみ（剪定枝）	
プラスチック・ビニール類	
資源物	
有害ごみ	
不燃ごみ	
小型家電（拠点回収）	市（直営）
粗大ごみ	市（委託）、排出者、 一般廃棄物処理業許可業者
犬、猫等の死骸	市（直営、委託）、排出者

②家庭から排出される一時多量ごみ

引っ越し等に伴い一時的に多量に排出されるごみについては、排出者が自ら市の施設に搬入または市が許可した一般廃棄物処理業許可業者に収集運搬を委託し、市の施設等で処理するものとする。

③事業所から排出される一般廃棄物（ごみ）

廃棄物の種類	収集運搬の主体
事業系一般廃棄物	排出者、一般廃棄物処理業許可業者

事業活動に伴って排出されるごみは、排出者自らの責任において適正に処理することを原則とする。

排出者はごみの減量に努め、分別を徹底し、資源化業者や許可業者を活用するなどして積極的に再資源化に取り組むこととする。

排出者自ら廃棄物を処理できない場合には、排出者が自ら搬入または市の許可業者に委託して収集運搬し、市の施設等で処理を行うものとする。なお、排出者自ら直接市の施設に搬入する場合は、廃棄物の種類、量等についてクリーンセンターと事前に協議の上、登録を行うものとする。

（２）中間処理

廃棄物の種類		処理方法	処理主体
可燃ごみ（剪定枝以外）		焼却	市
可燃ごみ（剪定枝）		資源化	委託
プラスチック・ビニール類		圧縮及び梱包（一部資源化）	市
資源物	びん類	選別（資源化）	委託
	缶類		
	古紙類		売払い先事業者
	繊維類		
	ペットボトル		
	廃食油	資源化	
有害ごみ		選別（一部資源化）	市
不燃ごみ		選別及び破碎、資源化	委託、売払い先事業者
小型家電		資源化	売払い先事業者
粗大ごみ		選別及び破碎	市

4 処理計画

（１）ごみの排出抑制・再資源化計画

① 4 R（発生抑制・再使用・資源化・発生回避）の推進

- ・市内イベントや市民向け講習会等での普及啓発
- ・市民や事業者に対する食品ロス削減の啓発
- ・フードドライブの実施
- ・生ごみの減量・たい肥化の普及促進
- ・食べきり協力店制度の推進
- ・リユースショップやフリーマーケット等の活用の促進
- ・リユース品交換制度の活用の推進

- ・再資源化物集団回収の普及促進（補助金の交付等）
- ・拠点回収（使用済みインクカートリッジ、ペットボトルキャップ、廃乾電池、小型家電、使用済みコンタクトレンズの空ケース）の実施
- ・マイボトル利用促進のための施策の検討
- ・買い物袋持参運動の推進

②再資源化の方法及び量

ア 分別収集による再資源化

「剪定枝」、「プラスチック・ビニール類」、「資源物（びん類、缶類、古紙類、繊維類、ペットボトル、廃食油）」、「有害ごみ（蛍光灯及び乾電池等）」、「小型家電」を収集し、資源化を図る。

- ・指定法人ルートによる再資源化＝びん類（カレット）、プラスチック・ビニール類の一部
- ・独自ルートによる再資源化＝剪定枝、びん類、缶類、古紙類、繊維類、ペットボトル、廃食油、有害ごみ（蛍光灯、電池等）、小型家電

イ 再資源化物集団回収の普及促進（補助金の交付等）

再資源化物の回収を行う団体及び回収業者等に対し、補助金を交付し、再資源化の促進を図る。

回収見込量 6 7 1 t／年

回収品目

「紙類（紙パック、新聞、雑誌、段ボール、雑がみ）」、「繊維類」、「金属類（アルミ缶、スチール缶）」、「ペットボトル」

※令和４年度より「びん類」、「廃食油」を補助対象外とした

③再資源化見込量 5, 9 2 1 t／年

（剪定枝	5 2 t／年）
（プラスチック・ビニール類	9 2 7 t／年）
（資源物	3, 5 6 4 t／年）
（不燃ごみ	1 7 5 t／年）
（粗大ごみ	2 8 9 t／年）
（有害ごみ	3 2 t／年）
（焼却処理後の焼却灰	1 0 0 t／年）
（焼却処理後の鉄屑等	6 4 t／年）
（小型家電【不燃ごみ及び拠点回収】	4 7 t／年）
（資源物【再資源化物集団回収】	6 7 1 t／年）

（２）収集・運搬計画

①収集・運搬する廃棄物及び資源物の予定量

区 分	収集運搬量（t／年）
市が収集運搬する量	2 0, 1 7 5
一般廃棄物処理業許可業者等が収集運搬する量	4, 5 3 0
その他（排出者が直接運搬する量）	1, 7 0 6
計	2 6, 4 1 1

②収集回数、排出方法及び収集方式

区 分		収集回数	排出方法	収集方式
可燃ごみ （草・葉・小枝・剪定枝以外）		3 回／週	市指定ごみ袋（ピンク色）を使用して排出	集積所方式
可燃ごみ （草・葉・小枝）			市指定ごみ袋（ピンク色）または中身の見える透明な袋（50L 以下）を使用して排出	
可燃ごみ （剪定枝）			幹の直径 5 c m、長さ 5 0 c m 以下に切って、1 束の直径 3 0 c m 程度に束ねて紐で縛って排出	
可燃ごみ （紙おむつ）			市指定ごみ袋（ピンク色）または中身の見える透明な袋（50L 以下）を使用して排出 ※汚物は取り除く ※衛生面から中身の見える透明な袋で 2 重袋にする	
プラスチック・ビニール類		1 回／週	透明または半透明の袋を使用して排出	
資源物	びん類	1 回／週	「無色」「茶色」「その他」の色別に専用コンテナに排出	
	缶類	1 回／週	「黄色」の専用コンテナに排出	
	古紙類	1 回／週	新聞・雑誌・段ボール・紙パックに分けて紐で十字に縛って排出 雑がみは、紐で十字に縛って排出、またはごみ集積所に配布される専用網袋（緑色）に排出	
	繊維類	1 回／週	紐で十字に縛って排出	
	ペットボトル	1 回／週	ごみ集積所に配布される専用網袋（オレンジ色）に排出	
	廃食油	1 回／週	プラスチック製の容器に入れて専用コンテナに排出※「その他びん」と同じ	
不燃ごみ		1 回／月	市指定ごみ袋（オレンジ色）を使用して排出 ※「ビデオテープ」は、市指定ごみ袋を使用せず、透明または半透明の袋で排出	専用集積所
有害ごみ		1 回／月	市が設置する専用缶に排出	
小型家電		随時 （設置施設の開館時間内のみ）	専用の回収ボックスに排出 ※不燃ごみとして排出することも可能	拠点回収
粗大ごみ		電話申し込みによる戸別収集又は直接搬入		
犬・猫等の死骸		電話申し込みによる戸別収集又は直接搬入		

(3) 中間処理計画

【市が行う中間処理】

①処理施設の概要

ア 焼却処理施設

- ・ 名称 四街道市クリーンセンター焼却施設
- ・ 所在地 四街道市山梨2002番
- ・ 処理能力 165 t / 日 (82.5 t / 24時間 / 2炉)
- ・ 処理方式 全連続燃焼式焼却炉 (流動床)

イ 粗大ごみ処理施設

- ・ 名称 四街道市クリーンセンター粗大ごみ処理施設
- ・ 所在地 四街道市山梨2002番
- ・ 処理能力 15 t / 8時間
5 t / 8時間 (粗大ごみ)
10 t / 8時間 (プラスチック・ビニール類)
- ・ 処理方式
 - ・ 横型回転ハンマ式破砕機 (粗大ごみ)
 - ・ 油圧圧縮+ストレッチフィルム梱包式
(プラスチック・ビニール類)

②処理量

- ア 焼却処理見込量 20,015 t / 年
- イ 圧縮梱包処理見込量 1,465 t / 年
- ウ 破砕選別処理見込量 611 t / 年

【市が委託して行う中間処理】

①ごみの種類及び処理の内容

ア 可燃ごみの焼却

業者名：JFE環境サービス株式会社 四街道事業所
所在地：千葉県四街道市山梨2002番地

イ 資源物 (びん類) の選別、資源化

(選別) 業者名：有限会社アサヒリサイクル

所在地：千葉県四街道市大日1653番地

(資源化) 業者名：豊島硝子株式会社二本松支店 (無色びん)

所在地：福島県二本松市住吉42番地1

業者名：豊島硝子株式会社 松戸支店 (茶色びん)

所在地：千葉県松戸市松飛台418番地2

業者名：ガラスリソーシング株式会社 本社工場 (その他びん)

所在地：千葉県銚子市春日町740番地の1

ウ 資源物 (缶類) の選別 (選別後売り払い)

業者名：有限会社アサヒリサイクル

所在地：千葉県四街道市大日1653番地

エ 不燃ごみの選別、破砕

業者名：株式会社タケエイ四街道リサイクルセンター

所在地：千葉県四街道市長岡272番地1

オ 剪定枝の資源化

業者名：四街道市再資源化事業協同組合

所在地：千葉県四街道市四街道1丁目13番地26号-202号

カ プラスチック・ビニール類の圧縮及び梱包、資源化、焼却

(圧縮、梱包) 業者名：JFE環境サービス株式会社 四街道事業所

所在地：千葉県四街道市山梨2002番地

(資源化) 業者名：日鉄リサイクル株式会社

所在地：東京都千代田区丸の内2丁目6番1号

業者名：エム・エム・プラスチック株式会社

所在地：千葉県富津市新富66番1

(焼却) 業者名：千葉産業クリーン株式会社

所在地：千葉県銚子市小浜町2950番地

キ 有害ごみ（蛍光灯、電池等）の再生化

業者名：野村興産株式会社 イトムカ鉱業所

所在地：北海道北見市留辺蘂町富士見217番地1

ク 粗大ごみの処理

業者名：JFE環境サービス株式会社 四街道事業所

所在地：千葉県四街道市山梨2002番地

②処理量

ア 可燃ごみ	18,795 t/年
イ 資源物（びん類）	590 t/年
ウ 資源物（缶類）	251 t/年
エ 不燃ごみ	622 t/年
オ 剪定枝	302 t/年
カ プラスチック・ビニール類	1,621 t/年
キ 有害ごみ	33 t/年
ク 粗大ごみ	680 t/年

【市が売払いを行うもの】

①資源物の種類及び処理の内容

ア 資源物（古紙類・繊維類）の資源化

業者名：株式会社木下 千葉四街道事業所

所在地：千葉県四街道市鹿放ヶ丘121番地1

イ 資源物（ペットボトル）の資源化

業者名：株式会社サン・クリーンサービス

所在地：千葉県千葉市稲毛区山王町289番地1

ウ 資源物（廃食油）の資源化

業者名：株式会社丸正 三郷工場

所在地：埼玉県三郷市泉3丁目7番9号

エ 資源物（小型家電）の資源化

業者名：株式会社リーテム

所在地：東京都千代田区外神田3丁目6番地10号

オ 剪定枝の資源化

業者名：ビルマテル株式会社

所在地：東京都中央区日本橋茅場町1丁目7番5号

日経茅場町第二別館2階

②売払い量

ア 資源物（古紙類・繊維類）	2, 391 t／年
イ 資源物（ペットボトル）	303 t／年
ウ 廃食油	10 t／年
エ 小型家電	47 t／年
オ 剪定枝	52 t／年

（４）最終処分等計画

焼却灰及びプラスチック・ビニール類の一部、並びに不燃残渣は、最終処分及び再生処理として、その業務を民間事業者へ委託する。

①種類及び処理の内容

ア 焼却灰（最終処分）

業者名：千葉産業クリーン株式会社

所在地：千葉県銚子市小浜町2950番地

業者名：新和企業有限会社

所在地：茨城県北茨城市磯原町木皿824番地

業者名：ジークライト株式会社

所在地：山形県米沢市大字板谷315番地

イ 焼却灰（再生処理）

業者名：新日本電工株式会社

所在地：東京都中央区八重洲1-4-16（東京建物八重洲ビル4階）

ウ 不燃残渣

業者名：ジークライト株式会社

所在地：山形県米沢市大字板谷315番地

②最終処分及び再生処理物の処理量

ア 焼却灰（最終処分）	2, 050 t／年
イ 焼却灰（再生処理）	100 t／年
ウ 不燃残渣	350 t／年

5 クリーンセンターでは処理を行わないごみ

油類（オイル・灯油等）、火薬類、建築廃材、コンクリート製品、砂利、砂、自動車部品、塗料、バッテリー、ピアノ、燃えがら（焼却灰等）、特定家庭用機器廃棄物（家電リサイクル法対象品目）、薬品類（劇物、毒物）、浴槽、プロパンガスボンベ、タイヤ（19インチ以下の乗用車用を除く）、ドラム缶など。